

フォトライフ協議会 運営会則

制定 平成 29 年 10 月 4 日
改訂 令和 3 年 4 月 1 日
改訂 令和 3 年 11 月 18 日
改訂 令和 5 年 6 月 30 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、フォトライフ協議会の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 産総研・阪大 先端フォトニクス・バイオセンシングオープンイノベーションラボラトリー（以下「Photo-BIO OIL」という。）に、フォトライフ協議会（以下「本協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、ライフ（生命/生活）に寄り添ったフォトバイオセンシング研究開発についての情報提供、技術移転を行うとともに、産学官共同研究の促進、医工連携の促進および会員の連携によるプロジェクト提案を行い、高度フォトニクス技術にもとづくバイオセンシング技術の社会実装を推進することを目的とする。

（事業）

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う。

- 一 フォトニクスのバイオセンシング応用に関わる情報共有、情報交換
- 二 フォトニクスのバイオセンシング応用に関わる共同研究等の提案
- 三 Photo-BIO OIL が分担事業者として参画する「JST 共創の場形成支援プログラム、フォトニクス生命工学研究開発拠点プロジェクト（代表機関：大阪大学）」に資する、産学官共同研究及び医工連携の促進に向けた情報共有、意見交換
- 四 その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

（会員の種類）

第 4 条 会員とは、本会則に賛同した次の各号にあげる者のうち、次条第 1 項に基づき入会を承認された法人会員、個人会員及び特別会員(以下「会員」という。)をいう。

- 一 フォトニクスのバイオセンシング応用等に関わる研究開発・調査・医工連携・事業化を行い、第 13 条第 1 項第 1 号に定める会費を納入する法人（以下「法人会員」という。）
- 二 フォトニクスのバイオセンシング応用等に関わる研究開発に従事する大学又は公的研究機関の研究者個人（以下「個人会員」という。）
- 三 フォトニクスのバイオセンシング応用等に関わる研究開発・調査・医工連携・事業化を支援する日本国政府機関及び地方自治体等の職員（以下「特別会員」という。）

(入退会等)

- 第5条** 本協議会に入会を希望する者は、会員の種類、会員名（法人会員にあっては担当者氏名）、所属、住所、その他本協議会が定める事項（以下「届出事項」という。）を記入した入会申込書（別紙様式第1）を事務局経由で会長に提出し、幹事会で承認を得なければならない。
- 2 前項で提出した届出事項に変更があった場合は、変更があった日から起算して30日以内に変更届（別紙様式第2）を事務局経由で会長に提出し、幹事会で承認を得なければならない。
 - 3 退会を希望する会員は、その理由を明記した退会届（別紙様式第3）を事務局経由で会長に提出しなければならない。
 - 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は幹事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - 一 本協議会の名誉を傷つける行為のあったとき
 - 二 本協議会の目的を逸脱した行為のあったとき
 - 三 本協議会の他の会員の利益や名誉を棄損する行為のあったとき
 - 四 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利及び義務)

- 第6条** 会員は、第3条に定める事業に参加する権利を有するほか、次の各号に定める権利を有する。
- 一 法人会員は、第10条に定める総会（以下「総会」という。）に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は第13条に定める法人会員の会費一口当たり1とする。また、個人会員及び特別会員は総会に出席できるが、議決権は有しない。
 - 二 本協議会が主催する事業のうち、特に総会で定めるもの以外については、無料で参加する権利を有する。
- 2 会員は、次の各号に定める義務を負う。
- 一 本協議会の目的を達成するため、本協議会が進める事業への協力
 - 二 本会則、本協議会の定める規約、その他本協議会の運営に関わる諸規程等の順守

第3章 役員及び事務局

(役員)

- 第7条** 本協議会に、次に掲げる役員を置く。
- 一 会長1名 Photo-BIO OIL ラボ長又はPhoto-BIO OIL ラボ長が指名した者とする。
 - 二 幹事若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。なお、幹事のうち1名はPhoto-BIO OIL に所属する者とする。
- 2 会長は、本協議会を代表し、本協議会を統括する。
 - 3 会長が欠けたとき又は事故のあるときは会長があらかじめ指名した幹事とその職務を代行する。
 - 4 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(アドバイザー)

- 第8条** 本協議会にアドバイザー若干名を置くことができる。
- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
 - 3 アドバイザーは、本協議会の運営に関して会長の諮問に応える。また、本協議会が主催

する事業に参加し、意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 Photo-BIO OIL に本協議会を運営するための事務局を置く。

- 2 事務局長は、会長が指名する者とする。
- 3 事務局は、次の各号に定める業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
 - 二 本協議会の事業計画案の策定業務
 - 三 本協議会の会員及び関連機関との連絡調整業務
 - 四 本協議会の出納管理業務
 - 五 本協議会が主催する事業の準備、運営に関する業務
 - 六 本協議会の広報業務
 - 七 総会、幹事会等の準備、運営支援に関する業務
 - 八 その他、本協議会が実施する事業並びに本協議会の運営に必要と認められる業務

第4章 総会、幹事会

(総会)

第10条 会長は、運営に関する重要事項を決議するため、年1回総会を開催し、その議長となる。

- 2 総会は、議決権を有する法人会員の過半数の賛成で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 法人会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第11条 本協議会を効率的に進めるため、運営事項を審議、議決する幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、会長、幹事、事務局長で構成する。
- 3 幹事会は、会長、事務局長のいずれかの要求で開催され、会長が議長となる。
- 4 幹事会は、構成員の過半数の出席を以て成立する。
- 5 幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第12条 本協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設置初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費等)

第13条 本協議会の運営費は、会員からの会費を以て充てる。

- 一 法人会員の——会計年度の会費は次に定める額とし、請求書で定める期限までに産総研に納付するものとする。

法人会員 一口10万円(消費税を含む)

二 前号において、年度途中の入会については月割りで計算した額を当該年度の会費として納めるものとする。

三 個人会員及び特別会員については、会費徴収を行わない。

2 本協議会において、特別の事業を行おうとする場合には、幹事会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は、事務局で立案する。

2 事務局は、当該年度の予算及び決算を作成し、幹事会の承認を得た後、総会に提出し承認を得るものとする。

第6章 情報等について

(情報の取扱い)

第15条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

第7章 補則

(解散)

第17条 本協議会の解散は、本協議会の目的が達成されたと認められる場合、あるいは運営が困難となった場合等に、会長が総会の議決を得てこれを行うものとする。

(会則の改廃)

第18条 本会則の改廃は、幹事会の審議を経た後、総会の議決を経てこれを行う。

(設置期間)

第19条 本協議会の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(協議)

第20条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、幹事会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は、平成29年10月4日から施行する。

令和3年4月1日付 改訂

本協議会の名称を、「フォトバイオ協議会」から「フォトライフ協議会」へ変更目的、事業及び設置期間を変更

令和3年11月18日付 改訂

本協議会の設置期間を、「令和4年1月5日」から「令和7年3月31日」へ変更

別紙様式第1

令和 年 月 日

入会申込書

フォトライフ協議会
会長 民谷 栄一 殿

所属
氏名

(押印不要・PDF での提出可)

フォトライフ協議会に入会したく、会則第5条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会員の種類（法人会員、個人会員、特別会員の別）
2. 会員名（法人会員にあつては担当者氏名）
3. 所属・役職
4. 住所
5. 連絡先（Tel、e-mail）
6. 産総研・阪大 先端フォトニクス・バイオセンシングオープン
イノベーションラボラトリに関する活動内容
7. 会費請求先（法人会員のみ）

以上

別紙様式第2

令和 年 月 日

変更届

フォトライフ協議会
会長 民谷 栄一 殿

所属
氏名

届出事項の変更がありましたので、会則第5条第2項に基づき、下記のとおり変更内容を届出します。

記

1. 変更する届出事項（法人会員の担当者氏名・連絡先・会費請求先等の別）
2. 変更内容

以上

別紙様式第3

令和 年 月 日

退会届

フォトライフ協議会
会長 民谷 栄一 殿

所属
氏名

フォトライフ協議会を退会いたしたく、会則第5条第3項に基づき、下記のとおり退会理由を届出します。

記

1. 退会理由

以上